家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法第25条の2第1項の規程に基づき、次のとおり変更の届出をします。

家畜人工授精所の管理番号	
家畜人工授精所の名称及び所在地	

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
家畜人工授精所の開設者の			
氏名又は名称及び住所			
家畜人工授精所の名称			
及び所在地			
家畜人工授精所を管理すべき			
家畜人工授精師又は			
獣医師の氏名、住所及び			
登録番号又は免許番号			
家畜の種類			
その業務の別			
家畜人工授精所の構造			
設備及び器具			
家畜人工授精所の開設者が			
法人である場合にあっては、			
その役員の氏名及び名称			

(日本産業規格 A4)

備考

- 1 家畜の種類及びその業務の別の欄中、業務の別は次の区分より番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務(雌畜のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、 及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務(雌畜のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、 及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存